

### ○児童扶養手当支給事務の実施上留意すべき事項について

昭和三十九年五月十一日 児企第四一号  
各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生省児童局企画課長通知

児童扶養手当支給事務については、法制定以来その適正かつ迅速な運営の確保のため、各都道府県及び市町村の格別の御配慮、御努力を煩らわしているところであるが、最近若干の県及び市町村における支給事務の実施状況を見たところ、未だ関係法令及び通知について十分理解していない等のため事務処理上、当をえない点が散見されたので次の事項に御留意のうえさらにこの支給事務の適正な実施につき遺憾なきを期されたい。

なお、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に関連のある事項については、管下市町村に対し十分指導されたい。

#### 1 一般的事項

##### (1) 広報宣伝の実施について

若干の県及び市町村における本制度の広報宣伝の実施状況をみると、発足当初より相当努力されてきたものと思われるが、最近における市部と郡部との手当受給者数を比較すると相対的には市部における手当受給者数が少ないように見受けられる。このことは所得格差等種々の要因があるものと考えられるが、市部に対する広報宣伝が十分徹底していないことも一因となっているものと考えられるので、都道府県及び市部においては今後市部に対して重

点的に本制度の広報宣伝を実施するよう努められたいこと。

##### (2) 市町村に対する指導監査の実施について

都道府県は、管下市町村における支給事務の実施状況について毎年度定期的に指導監査を行なうこととされているが、その指導監査を殆んど実施していない県が二、三みられた。この市町村に対する指導監査は当該都道府県の支給事務の迅速かつ適正なる実施を期することができものであるから、従来当該指導監査に欠けるところのあつた都道府県においては、今後かかることのないよう十分勵行されたいこと。

##### (3) 障害認定医の設置について

父及び対象児童の障害の状態を審査するにあたり、二、三の県においては一つの診療科の疾病の診療に従事している医師を配置していたが、障害の状態は法別表の内容からみて相当複雑多岐に亘るものであるから少なくとも内科、外科及び精神科の疾病の診療に専門的に従事している医師がそれぞれ判定にたずさわることでできる体制を確立しておくことが望ましいものであること。

#### 2 事務処理について

##### (2) 認定事務及び支払記録事務の促進について

認定事務及び支払記録事務の処理状況をみると、制度発足当初と今日の状況を比較すれば全般的に格段の改善の跡が見受けられるのであるが、二、三の県においては、市町村に対し照会したまま長期間放置しているケースがみられ、また、支払記録についても受給者台帳への記録が遅れているため支払の適否についての確

認が遅れている等未処理のケースが散見された。今後都道府県及び市町村においてはかかることのないようさらに事務処理の促進に努められたいこと。

##### (2) 関係諸帳簿の整備について

都道府県事務取扱準則、市町村事務取扱準則及び支払記録事務処理要領等に定められている帳簿及び諸表の作成又は記入状況について、若干の県及び市町村においては次のような点が見受けられたのであるが、これらの帳簿等は何れも支給事務の基礎的資料であるので、今後都道府県及び市町村においてはかかることのないよう留意されたいこと。

#### a 都道府県関係

##### ア 進達受付処理簿

① 各所定欄の記入漏れのもの

② 認定請求書以外の届書等について記入していないもの

##### イ 番号簿

① 決定年月日の記入漏れのもの

② 資格喪失の場合においてその事務処理をしていないもの

##### ウ 受給者台帳

① 受給者台帳の表面の証書交付欄、手当月額欄等の記入漏れのもの

② 受給者台帳の表面の支払済年月日の記入漏れ、担当者の捺印洩れ等のもの

③ 処理済の受領証書の備考欄に台帳、記入済と記入されて

いたが当該受給者台帳には記入していないもの

④ 処理済の受領証書における支払金額と受給者台帳に記入されていた金額と付合しないもの

#### エ 支給廃止簿

受給資格喪失者及び他の都道府県の区域に住所を変更した

受給者に係る当該台帳を編入していないもの

#### オ 受給者台帳索引簿

① 未作成

② 受給資格喪失のさいの未処理のもの

#### カ 手当証書保管証払出簿

#### 削除

#### キ 手当証書受払簿

手当証書の受払について一応記入されているものの保管責任者から手当係担当者に配布したこと、市町村に交付したことが混合して実態と符合しないまま記入されているもの

#### ク 調査員証交付簿

児童扶養手当受給資格調査員証の交付または返納について、調査員証交付簿に記入していないもの

#### ケ 事故処理簿等

① 支払記録事務処理要領に定める受領証書事故処理簿及び受領証書事故処理経過表等の諸表の未作成

② 支払記録事務処理要領に定める受領証書支払月別集計表は、山形地方貯金局から月計通知書が送付されたときに作

成し、当該支払月分に係る事故のあつた受領証書がその後完結したさいはさらにその集計表をあらためて作るものであるが、その再作成をしていないもの

③ 支払記録事務処理要領に定める受領証書受入証明書は、山形地方貯金局から受領証書送付書が都道府県に送付されたさい直ちにその送付書に同封された受領書について形式的審査をしたのち折返し受領証書受入証明書を山形地方貯金局に送付するものであるが、その送付が相当遅延しているもの

b 市区町村関係

ア 提出受付処理簿

イ 受給者名簿

所定欄の記入洩れのもの特に証書交付（返付）欄における年月日の記入洩れのもの及び受給者の受領印洩れのもの

ウ 手当証書保管証受払簿

削除

エ 手当証書保管証

削除

(3) 手当証書の取扱について

a 某県においては、手当証書の用紙を手当支給事務担当係で保管していたが、都道府県は事故防止を図るためその用紙を児童福祉主管課の課長補佐又は庶務係長に保管させられたいこと。

ことのないよう留意されたいこと。

3 受給資格の認定等について

(1) 公的年金給付等の受給状況の確認について

a 認定請求又は改定請求等があつた場合には、その請求者及び対象児童に係る公的年金給付又は遺族補償給付の受給状況を審査しなければならぬが、若干の県においては次のような事例がみられた。

ア 公的年金等の受給状況の確認を管下市町村に全面的に委ねていたこと。

イ 認定請求書又は改定請求書に公的年金等を受けていると記載してある分についてはのみ国民年金課の関係カードによつて再確認していたこと。

ウ 公的年金等の関係法令をよく知つているとのごとで請求のあつた全ケースについて国民年金課の関係カードと照合してないこと。

b 前記の事例は都道府県における受給資格の認定上當を得ないものであるから都道府県は次によつて処理されたいこと。

ア 公的年金給付等の関係法令を十分理解しておくこと。（これについてはその参考資料を近く当局から都道府県に送付する予定であること。）

イ 認定請求又は改定請求等があつた場合には、その請求書及び対象児童の公的年金給付の受給状況等をその全ケースについてまず国民年金課の関係カードにより確認すること。

b 某県においては、手当証書を市町村に送付する場合にその送付を普通郵便をもつて行なつていたが、手当の支払が無案内方式である性質上その取扱に慎重を期する必要があるため、都道府県はその送付を書類郵便又は手交等の方法により確実に行なわれないこと。

(4) 手当証書保管証用紙について

削除

(5) 住所変更等の処理済報告書について

某県においては、管下市町村から住所、支払郵便局、印鑑変更届処理済報告書の送付を殆んど受けていなかったが、都道府県は支給事務の適正を期するため管下市町村が住所変更等の届書について処理した場合には直ちにその報告書を提出するよう管下市町村を十分指導されたいこと。

(6) 手当証書の訂正記入上必要な印等について

某市においては、市町村における手当証書の訂正記入上必要な印及びスタンプ台を備えていなかったが、かかることのないよう都道府県は管下市町村を指導されたいこと。

(7) 報告書の提出について

都道府県は、当局に送付する昭和四十六年八月十九日児企第三四号本職通知「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給状況等の報告について」、昭和四十三年五月八日児企第四六号本職通知「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の所要額の報告について」に定める報告及びその他の提出書類についてその提出期日に遅延する

ウ 公的年金給付等の受給資格を有することが予測される場合であつて、国民年金課の関係カードで確認できないときは、

社会保険事務所、関係共済組合、都道府県における遺族補償の主管課において確認すること。（国民年金課はその関係カードを毎年七月から八月までの間に補正するので、その月の直後に公的年金給付等を受けるに至つた場合には翌年の八月頃までは補正しないものであること。）

エ 前記ウによつて関係機関に照会したとしても前年の七月から当該年の六月頃までに認定又は増額改定を行なつたケースについては、毎年九月頃に再度国民年金課の補正後の関係カードと照合されたいこと。

(2) 現況届について

認定請求書に添付された所得の状況及び一定時の現況届の記載内容をみると次のような事例があつたが、都道府県はかかることのないよう留意するとともに管下市町村職員に対し所得制限関係の法令の規定及び通知等について十分理解するよう指導されたいこと。

ア 同届の⑦欄から⑩欄まで及び市町村審査欄における記載内容が不十分なもの

① ⑨欄から⑩欄までの金額が課税台帳の金額に符号していないもの（そのうちには見誤りもある。）

② ⑩欄の控除欄の金額（社会保険料等）に誤りのあるもの

③ ⑦欄から⑩欄まで又は市町村審査欄に所要事項を記載して

いないもの

- ④ 市町村審査欄の記載があいまいなもの
- イ 同届の⑨欄から⑮欄までの金額を課税台帳と照合しなかつたもの

ウ 住民票に扶養義務者があるように記載されているが、現況届に記載されていないもの

(3) 受給資格の認定について

受給資格の認定状況をみると次のような事例があつたが、都道府県はかかることのないよう認定の適正を期されたこと。

ア 母と子が別居しているにもかかわらず母の遠隔監護の事実証明(申立書、民生委員の証明書)を徴することなく認定していたこと。

イ 戸籍簿本では父母が離婚と記載されているが、住民票では引き続き同居しているように記載されているにもかかわらずその実態を調査することなく認定していたこと。

ウ いわゆる未婚の母として認定請求があつた場合にその認定請求書には父の氏名が記入されていにもかかわらずその氏名を市町村で抹消しており、そのまま父の状況を調査することなく認定していたこと。

エ 独身の女子が児童を養子にしている場合にその児童が法第四条の規定に該当しているか否かを調査しないで認定していたこと。

オ 父が生死不明の場合にその事実の確認を警察署の捜索願届出

済証明書のみで行なつて認定していたこと。

カ 父から認知された児童を母が婚姻によらないで懐胎した児童として認定していたこと。

キ 父が死亡した日からすでに六年を経過しているにもかかわらず、父の死亡について労災補償保険法の規定による遺族補償費を受けているとの事由をもつて認定請求を却下していたこと。

ク 認定請求書に添付された障害認定診断書によれば父の障害の状態が結核性疾患で安静度三度と記載され、また、その認定原議に当該県の障害認定医の所見が特に記載されていないまま認定していたこと。

ケ 認定請求書には戸籍簿本(抄本)を添付することになつていゝるが、その代用として戸籍記載事項証明書を添付し、それに基づいて認定していたこと。

コ 障害認定にあたつては、当該障害のなかには医療等によつて将来軽減され得ることが予測されるものもあり、そのような者については有期診断による再認定を行なわなければならないが、これを励行していないこと。

(4) 証明書等の様式について

某県においては、認定請求書等に添付する書類のうち法第四条の支給要件に係る請求者の申立書及び福祉事務所長、民生委員等の種々の証明書等について一定の様式を定めているが、その様式では具体的事情を記入することができないような内容になつていゝるため、その認定又は却下の決定に疑義を生ずるものがあつた。

したがつて、都道府県においてはこれらの申立書、証明書等の様式を統一して定めることは差し支えないが、具体的事情を記入することのできるよう工夫されたこと。

4 債権管理について

手当の過誤払等に伴なう債権管理(郵政官署側のみの責に帰すべき事由により発生したものを除く。)については、都道府県において行なうこととされているが、この事務処理が遅れているところ、又は必要があるにもかかわらず全行なっていないところもあつたが、都道府県においてはこの債権管理の実施につき十分留意されたいこと。

5 事務取扱交付金について

(1) 経理について

事務取扱交付金の経理を行なうにあつては、他の経費と区分して実支出額の内訳を明らかにしておかなければならないが、若干の県においてはこれを励行していなかつた。今後都道府県及び市町村はかかることのないよう経理されたいこと。

(2) 市町村分の交付決定について

市町村分の概算払の交付決定については、当省から通知したさい直ちにその交付額の金額を当該市町村に通知して支出手続をとらなければならないが、某県においてはその交付額の一部を県に留めていたこと。

(3) 実績報告書等の作成について

昭和三十八年度における事務取扱交付金の都道府県分実績報

- 告書及び市町村分の実績報告進達書を審査してみると、次のような点に不備が見受けられたので、今後かかることのないよう実績報告書等を作成されたいこと。
  - a 都道府県分実績報告書について
    - ア 精算額内訳明細書の算定額欄に記載されている事務費政令第一条第一号のイの件数が統計報告の数に符号していないもの
    - イ 精算額内訳明細書の算定額欄に記載すべき事務費政令第一条第一号のイの単価は、第四・四半期において最終的に決定された単価であるにもかかわらず、交付申請時の単価又は事務費政令の基準単価としていゝるもの
    - ウ 算定額の端数計算について誤りのあるもの
  - b 市町村分の実績報告進達書について
    - ア 精算額市町村別内訳書に記載されている件数に誤りのあるもの
    - イ 算定額の端数計算について誤りのあるもの

理済届  
遺棄  
公的年金  
養育費の  
遺失届  
証書  
遺失届  
遺失届